(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業で働く勤労者の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に 寄与することを目的に設立された公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター(以下 「センター」という。)に対し、予算の範囲内において公益財団法人厚木市勤労者福祉サー ビスセンター補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、厚木市補助金等 交付規則(昭和45年厚木市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものと する。

(補助対象経費)

- 第2条 補助対象とする経費は、センターの運営に要する経費のうち次に掲げるものとする。
 - (1) 人件費
 - (2) 管理運営費
 - (3) 事業運営費

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするセンターの代表者(以下「申請者」という。)は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書(第1号様式)に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

- 第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定するものとする。この場合において、市長は補助に条件を付することができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに公益財団法人厚木市勤 労者福祉サービスセンター補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を申請者に通 知するものとする。

(事業計画の変更)

- 第5条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定通知を受けた後において、当該事業の計画を変更しようとするときは、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認申請書(第3号様式)に変更事業計画書及び変更収支予算書を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めた ときは、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認通知書 (第4号様式)によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(交付時期)

第6条 補助金は、第4条第1項の規定による交付決定後、4月及び10月の2期に分けて交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする交付決定者は、請求書を各期ごとに市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第7条 補助金の交付を受けた交付決定者(以下「補助事業者という。)は、その事業を完了 したとき又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、公益財団法人厚 木市勤労者福祉サービスセンター補助金実績報告書(第5号様式)に事業結果報告書及び 収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(監査)

第8条 市長は、必要に応じ、補助金に係る事業について監査できるとともに、その適正な執 行について指示することができる。

(補助金の返還)

- 第9条 市長は、補助事業者が偽りその他不正行為により補助金の交付を受け、活動を中止し、 又は補助金の交付要件を欠いた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 市長は、補助事業に係るセンターの支出額が補助金額より少ないときは、その差額を市に 返還させるものとする。

(書類の整備等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌 年度から5年間保存しなければならない。

附則

- この要綱は、平成12年3月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付申請書									
年 月									
(宛先) 厚 木 市 長									
所 在 地 団 体 名 代表者名									
次	のと‡	おり申請しる	ます。						
1	事	業	名						
2	期		間						
3	施	行 場	所						
4	事	業	費				円		
5	申	請	額				円		
6	添	付 書	類	□ 事業計画書□ 収支予算書□					

		公益財団	法人	厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金交付決定	它通知	書	
					年	月	日
				様			
				厚木市長			
しす	年ます。	月	日代	けけで申請のあった補助金については、次のとおり	決定〕	したの	で通知
1	事	業	名				
2		助 金 交 定 金					円
3	補	助条	件	 (1) この補助金は、公益財団法人厚木市勤労ンター事業運営のために交付するものであ用は一切しないこと。 (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を (3) 不正な方法により補助金の交付を受けた合には、補助金交付の決定を取り消し、交付部又は一部の返還を命ずること。 (4) 補助事業が完了したときは、定められた負債報告書に事業結果報告書及び収支決算書を告すること。 (5) 交付時期は、4月及び10月の年2回と額は次のとおりとする。 交付月 補助額 円 10月 円 	り、 提示 とれ 限 限 え	目的 す い り り り り い に も に た も ま て 、 り に り に り に り に り に り に り た り に り に り に	への と。 との まに まに まに まい まい まい まい まい にい の にい の にい の にい にい にい にい にい にい にい にい にい にい

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認申請書											
							年	月	日		
	(宛先) 厚木市長										
	所 在 地 団 体 名										
					代表者名						
沙	てのと	おり申請	しまっ	す。 							
1	事	業	名								
2	施	行 場	所								
	変金	更申	請	変更申請金額					円		
3		額	等	同上算出基礎							
4		更の理び内									
5	変	更	日		年	月	日				
				□変更事業計	画書						
6	添	付 書	芦 類								

第4号様式(第5条関係)

	· ·									
公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金事業計画変更承認通知書										
				年 月 日	1					
		様								
			厚木市長							
涉	てのとおり承認して	ます。								
1	事 業 名									
2	変更補助金額			F]					
	.									
3	条件									
4	指示事項									

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター補助金実績報告書											
									年	月	日
	(宛先) 厚木市長										
					寸	在 地 体 名 表者名					
ě	欠のと	こおり報告	告しま~	す。							
1	事	業	名								
2	期		間								
3	施	行 場	所								円
4	事	業	費								円
5	補	助金	額								円
					事業結果報告	書					
6	添	付 書	類		収支決算書						